

令和5年度
本巢市交通安全重点推進施策

本巢市交通安全対策協議会

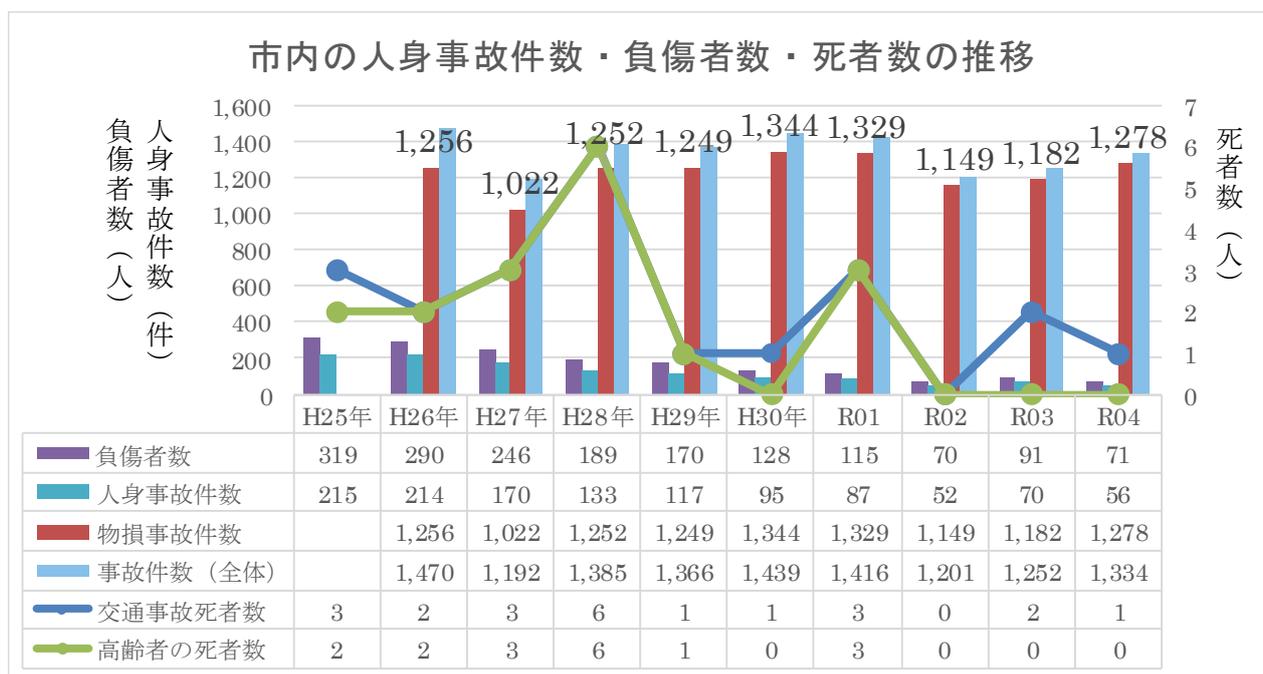
1. 市内の交通事故等の現状と傾向

(1) 交通事故等の現況

令和4年中の本市における交通事故発生状況は、人身事故件数が56件、負傷者数が71人、死者数が1人でした。前年と比較して、人身事故件数は14件、負傷者数は20人減少し、死者数は1人減少しました。しかし、物損事故等の事故件数は近年増加傾向であり、これらの事故が重大事故につながる恐れがあります。

また、人身事故を起こした第一当事者の人口千人当たりの事故加害者率を居住市町村別に見ると、本市は1.24と前年から0.58減少しています。しかし、交通社会に参加する市民一人ひとりの交通安全に関する意識を高める交通安全対策が引き続き求められます。

こうした現状を踏まえ、本県市交通安全対策協議会では、市民に対する交通安全意識の高揚に向けた啓発活動を推進する必要があります。今後、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への以降による人の流れの増加や、(仮称)糸貫インターチェンジが開通することによる交通量の増加など、交通事故の増加が危惧されることから、交通量の多い幹線道路や交差点の改良整備などを実施するとともに、警察や県、関係団体などと連携して、横断歩道や信号などの交通安全施設の整備を進めます。



資料：交通事故年報（岐阜県警察本部）

市民が加害者となった交通事故

	R 2年	R 3年	R 4年
加害運転者数(人)	44	59	40
人口(人)	32,713	32,493	32,329
人口千人当たりの事故加害率(県内ワースト順位)	1.35(16)	1.82(1)	1.24(19)

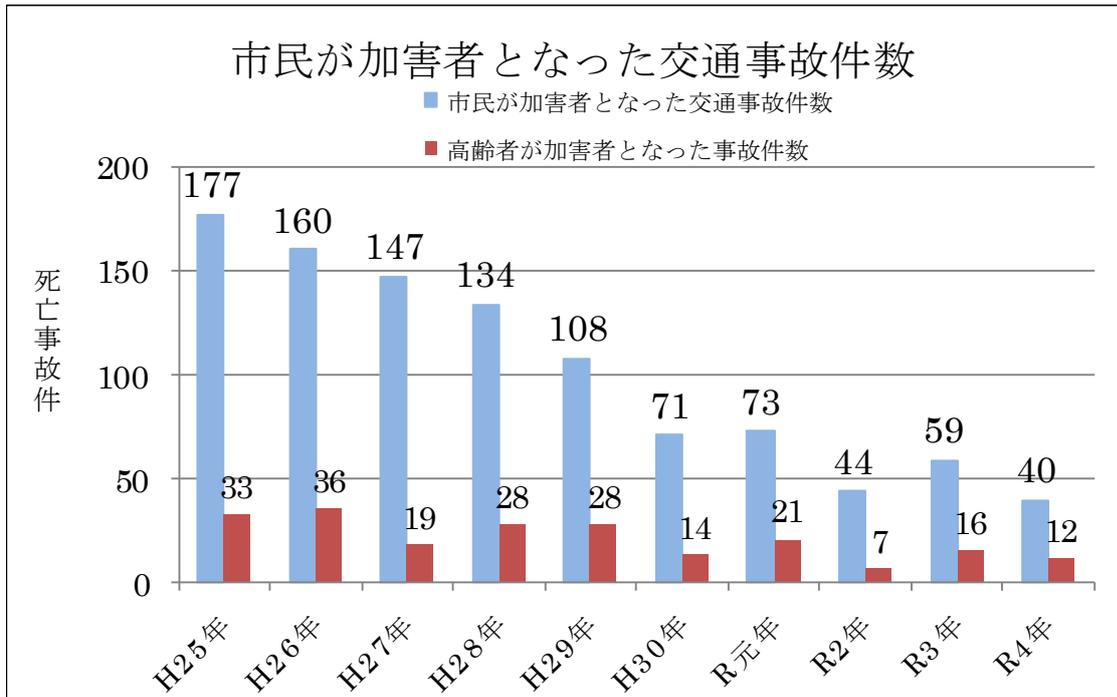
資料：交通事故年報（岐阜県警察本部）

(2) 交通事故の傾向

(ア) 高齢者を取り巻く交通環境

高齢社会の進行に伴い、運転免許を保有する高齢者が増加し、高齢者が関与する事故はますます増加するものと見込まれます。全体として交通事故件数は減少傾向であるものの、高齢者が交通事故に関与する割合が近年増加傾向にあります。

高齢者が交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、高齢者の特性を踏まえた対策を講じる必要があります。



資料：交通事故年報（岐阜県警察本部）

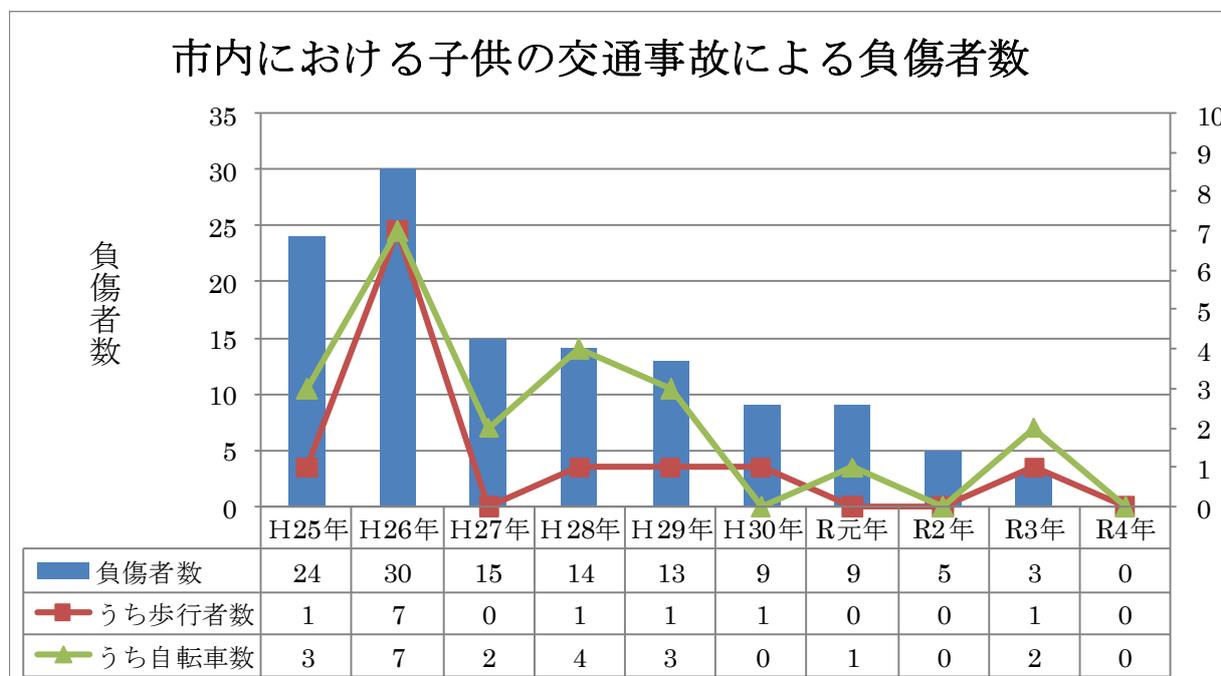
市内の交通事故 被害者数

	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
高齢者の交通事故被害者数	18	21	10	9	9
交通事故被害者数（全数）	128	115	70	62	50
高齢者免許保有者数	6,964	7,055	7,209	7,316	7,372

資料：交通事故年報（岐阜県警察本部）

(ウ) 子どもを取り巻く交通環境

車社会の中、子ども（中学生以下）の交通事故による負傷者数の多くは、一般的に自動車乗車中の事故である傾向が高いです。こういった事故を未然に防ぐため、交通安全意識の高揚を図る交通安全教室の実施や、通学路の危険箇所点検などといった対策を講じる必要があります。



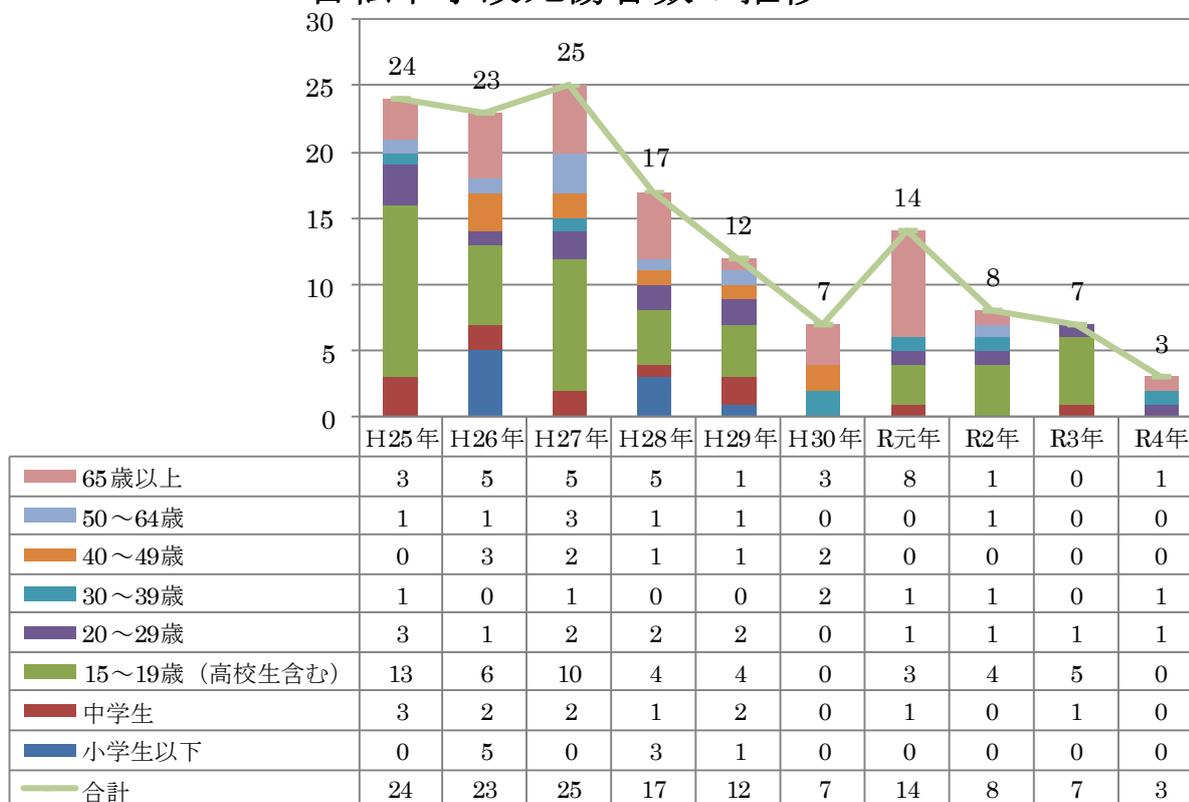
資料：交通事故年報（岐阜県警察本部）

(エ) 自転車を取り巻く交通環境

自転車は、誰もが手軽に使える身近な交通手段として、また環境負荷が少ないことや健康志向などから利用者が増加しています。

岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例では、自転車損害賠償責任保険等への加入を義務、乗車用ヘルメットの着用を努力義務としており、また、改正道路交通法においても、令和5年4月から、全ての自転車利用者に対するヘルメットの着用努力義務が施行されています。このような状況を踏まえ、自転車の安全運転について教育・指導を行い、自転車利用者の安全意識の高揚を図る必要があります。

自転車事故死傷者数の推移



資料：交通事故年報（岐阜県警察本部）

2. 重点推進事項

令和5年度においては、次の事項に重点を置き、具体的な交通安全施策を推進します。

【令和5年度重点推進事項】

1. 高齢者の交通事故防止
2. 子どもの交通事故防止
3. 自転車の安全利用の推進

3. 重点推進事項の具体的な取組み

具体的に推進する施策の内容は次のとおりとし、関係機関・団体が相互に連携を図りながら、地域・学校・職場等それぞれの分野で、その実情に応じて積極的な活動を展開し、市民一人ひとりの交通安全モラルの向上に努めます。

1. 高齢者の交通事故防止

推進事項	推進内容
交通安全意識の啓発	<ul style="list-style-type: none">○家庭をはじめ、老人クラブなど地域におけるコミュニティ活動の場など、家庭・地域ぐるみで話し合いを通じて交通安全意識の高揚を図る。○高齢者への「思いやり運転」を心がけた安全運転を推進する。○警察署や交通指導員等による「交通安全教室」で、高齢者の交通ルール等の理解を促進し、高齢者が交通事故の被害者及び加害者とならないよう努める。○自治会や老人クラブ等は、集会時などに「交通安全教室」を開催するよう努める。
高齢運転者対策の推進	<ul style="list-style-type: none">○高齢者の運転免許更新制度の周知徹底を図る。○身体機能の衰えを自覚する高齢者やその家族に、運転免許証の自主返納制度について周知する。○高齢運転者の事故防止対策の推進

2. 子どもの交通事故防止

推進事項	推進内容
交通安全意識の啓発	<ul style="list-style-type: none">○警察署や交通指導員等による「交通安全教室」で、歩行者・自転車運転者として必要な知識と技能を習得させて、安全行動の自発性を養い、危険を予測・回避する意識と能力を高める。○シートベルトとチャイルドシートの全席着用の徹底を啓発する。○通学路において街頭指導を実施し、子どもの交通ルールの遵守、交通マナーの向上のための指導に努める。
学校等における交通安全	<ul style="list-style-type: none">○心身の発達に応じた交通安全教育を計画的に実施する。○教育委員会は、通学路の危険個所を把握し道路管理者等と協力のうえ、危険個所の改善を行う。

3. 自転車の安全利用の推進

推進事項	推進内容
自転車の安全利用の推進	<ul style="list-style-type: none">○自転車を運転する全ての人がヘルメットをかぶることに努めなければならないことを周知し、定着させる。○学校における交通安全教育を推進し、自転車は道路交通法上の車両であり、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを児童、生徒に理解・定着させる。○自転車安全利用五則を活用し、歩行者やほかの車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発を図る。○傘さしやスマートフォン使用等「ながら運転」の危険性及び危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する「自転車運転者講習制度」の周知を図る。
損害賠償保険等への加入促進	<ul style="list-style-type: none">○自転車が加害者となる高額賠償事故が発生していることから、被害者の救済等を目的とした損害賠償責任保険等の加入を促進する。

【自転車の安全利用五則】

1. 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

4. 本巢市の主要事業計画

事業名		内容	実施時期	主催
本巢市交通安全対策協議会		令和5年度本巢市交通安全重点推進施策について審議及び決定。	7月	市
本巢市交通安全大会		交通安全対策の推進「人にやさしい交通社会の実現」の啓発及び講演等を実施。	7月14日	安協、安管、市
四季の交通安全運動 ・職員による街頭立哨 ・防災無線による啓発 ・電光掲示板による啓発	春の全国交通安全運動		5/11～20	県内的 に実施
	夏の交通安全県民運動		7/11～20	
	秋の全国交通安全運動		9/21～30	
	年末の交通安全県民運動		12/11～20	
通学路改善		通学路危険個所の改善要望の対策案を検討する。	7～12月	市
公安委員会への要望		交通安全施設の設置要望	5月、9月、 1月	市
		信号機の設置要望	10月	
交通法令講習会		本巢地区交通安全協会本巢支部と共催し、交通安全に功労のあった方の表彰及び交通安全啓発のための講演等を実施。	9月～10月	安協、安管、市
高齢者対策	交通安全教室	市内の団体等を対象に「交通ルールとマナー」を分かりやすく理解していただくための交通安全教室を積極的に実施。	随時	安協、市
	高齢者世帯訪問事業	高齢者宅を訪問し、反射材等を配布し、交通安全意識の高揚を図る。	9～11月	市
	高齢者タクシー利用助成事業	市内在住の75歳以上の高齢者で、運転免許証を自主返納された方にタクシー利用費の一部を助成。	随時	市
子ども対策	交通安全教室	幼稚園、小中学校にて子供の心身の発達段階に応じた交通教室を実施。	随時	安協、市
	参加・体験・実践型の交通安全教育	幼児と保護者を対象に、シートベルト着用効果体験車を活用した交通安全教育を実施。	随時	安協、市

事業名		内容	実施時期	主催
自転車対策	小中学生への交通安全教育	小中学校において、子どもの心身の発達段階に応じた自転車交通安全教育を実施するとともに、自転車保険の加入の必要性について啓発する。	随時	市
	小中学生用ヘルメット購入事業	市内小中学生1年生用のヘルメットを交付し、自転車の安全利用意識の高揚を図る。	3月	市
その他	交通安全施設の新設・修繕	自治会の要望に基づき、交通安全施設の新設を実施し、既設の施設については随時修繕等の管理を適切に行う。	随時	市
	河川安全啓発	根尾川における、バーベキュー等での飲酒運転を防止するため、川原を中心に「飲酒運転根絶」の啓発を実施。	8月	市

5. 交通安全協会が実施するキャンペーン

事業名	内容	実施時期
四季の交通安全運動 街頭立哨	春の全国交通安全運動	5/11～20
	夏の交通安全県民運動	7/11～20
	秋の全国交通安全運動	9/21～30
	年末の交通安全県民運動	12/11～20
県民交通安全の日に係る街頭立哨	市内主要交差点において、街頭立哨を行いドライバーに安全運転啓発を実施。	四季の交通安全運動期間以外の月の毎月15日
各地域イベント時に交通安全啓発ブースの出展	各地域のイベント時に、交通安全啓発ブースを出展し市民の交通安全意識の高揚を図る。	随時

6. 県が実施する主な交通安全キャンペーン

(1) 四季の交通安全運動

運 動 名	実 施 期 間
春の全国交通安全運動	令和5年 5月11日(木)～令和5年 5月20日(土)
夏の交通安全県民運動	令和5年 7月11日(火)～令和5年 7月20日(木)
秋の全国交通安全運動	令和5年 9月21日(木)～令和5年 9月30日(土)
年末の交通安全県民運動	令和5年12月11日(月)～令和5年12月20日(水)

(2) 交通安全月間

名 称	期 間
自転車の安全利用推進月間	5月
シートベルト・チャイルドシート着用強調月間	6月・10月

(3) 日を定めて行う活動

名 称	期 日
県民交通安全の日 *11月15日(水)は、夕暮れ時の 県内一斉街頭啓発活動日	4月17日(月)、5月11日(木) 6月15日(木)、7月11日(火) 9月21日(木)、10月16日(月) <u>11月15日(水)</u> 、12月11日(月) 1月15日(月)、2月15日(木) 3月15日(金)
交通事故死ゼロを目指す日 (国の交通対策本部が決定する運動方針に基づき実施)	5月20日(土) 9月30日(土)

(4) 表彰

種 別	実 施 時 期
交通安全功労者表彰	令和5年5月11日(木) 【交通安全県民大会】
優良運転者表彰	秋の全国交通安全運動期間中